

保守仕様書

(保守の範囲)

第1条 本契約に基づき乙が行なう保守の範囲は次のとおりとする。

緊急修理保守

導入機器に不時の故障が発生した場合、乙は甲の通知により技術員を派遣して必要な処理を行う。

2 乙は誠意をもって前項の本件保守を行うが、不時の故障による甲の損害に対してはその責を負わないものとする。

(除外作業)

第2条 次に定める事項は、本件保守の範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合には、甲乙間で別途協議の上実施期間、料金等を決定する。

- (1) 導入機器の移設に関する作業ならびに立ち会い。
- (2) 甲の要求による導入機器の改造。
- (3) 導入機器の日常の清掃、点検および運転。
- (4) 消耗品(用紙等)の供給。
- (5) 天災、地変その他乙の責に帰すことのできない事由により生じた故障の修理。
- (6) 契約書に定める善管義務に反したことにより生じた故障の修理。
- (7) 乙の指定品以外の消耗品及び記録媒体を使用したため、または消耗品および記録媒体の保管不備のため生じた故障の修理。
- (8) 甲の不適切な導入機器の使用または取扱いによる故障の修理。
- (9) 乙以外のものが作成したプログラムに起因する事故の調査。
- (10) 導入機器の塗装および仕上げ作業ならびに当該作業に要する資材の供給。
- (11) 導入機器外部の電気作業および装置に関する回線接続のための立ち会い。

(保守作業時間)

第3条 乙は、本件保守を甲の営業日の開館時間内に行なうものとする。

(甲の負担する費用)

第4条 本件保守に要する費用のうち次のものについては甲の負担とする。

電力料。

2 第1項の規定にかかわらず、次の場合には乙は有償交換保守部品を無償で交換するものとする。

- (1) 無償保守期間中に乙の責に帰すべき事由により交換するとき。
- (2) 交換後6ヶ月以内に乙の責に帰すべき事由により再交換するとき。

(老朽化装置の取扱い)

第5条 導入機器が老朽化し正常な運転の維持が不可能であると乙が判断した場合、甲乙間で別途協議のうえ本件保守の以後の取扱いを決定するものとする。

(交換部品の所有権)

第6条 本件保守の履行に伴って交換された不良品の所有権は全て乙に帰属するものとする。

(据付場所の移転)

第7条 甲は、導入機器を移転しようとする場合には、予め書面によりその旨を乙に通知するものとする。

(据付場所の整備)

第8条 甲は、乙が別途指定した装置設備環境条件（入力電源、温湿度、塵埃、振動、電解および磁界、接置条件、装置及び有害な塩気、有機ガス、メンテナンスエリア等）を導入機器の据付場所において常に維持するものとする。

(保守の再委託)

第9条 乙は、甲の了解を得て、当該保守を乙の代理店に委託することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づいて乙の代理店に該当保守を委託した場合は、その保守内容について責任を負うものとする。

(秘密保持)

第10条 甲並びに乙及び乙の代理店は、この契約の履行に関連して知り得た相手方の秘密事項をこの契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に漏洩しないものとする。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項又は条項中疑義が生じた場合においては、甲乙間で協議のうえ、これを決定するものとする。